

公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 被許可者の住所及び名称

山口県周南市港町11番1号

徳機株式会社

(法人番号 : 7250001010017)

2 保税工場の名称及び所在地

徳機株式会社

山口県周南市港町11番1号

3 更新した期間

自 平成30年10月1日

至 平成36年9月30日

平 成 30 年 9 月 7 日

門司税関長 福田 浩昌